

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 9 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500347号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500185号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

A社を平成4年5月に退職したが、同月31日が日曜日であったため、同月30日が最終出勤日となった。しかし、在籍は同月31日までであると総務担当者と話したつもりでいた。

自分が所持している給与明細書によると、平成4年5月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出している給与明細書により、請求者の給与から平成4年5月分に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、被保険者期間を計算する場合には、厚生年金保険法第19条により、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその被保険者資格を喪失した月の前月までを算入するとされ、同法第14条により、資格喪失の時期は事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、平成4年5月を被保険者期間とするには、同年5月31日まで使用されていなければならないが、事業主が「請求者は正規職員ではなく臨時の短時間労働者であったため、最後の勤務日である平成4年5月30日(土曜日)が退職日となったと考えられる。」と回答していること、雇用保険の被保険者記録により請求者は同年5月30日にA社を離職したことが確認できること及び事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により請求者は同年5月30日に同所を退職していることが確認できることから、請求者が同年5月31日まで同所に使用されていたとは認められない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500460号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500184号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年10月6日から昭和27年8月1日まで
請求期間においてA社で正社員として勤務していたにもかかわらず、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者としての記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社で勤務し、当時の事業主より厚生年金保険の被保険者とする旨を告げられたと陳述しているが、事業主は、請求期間当時の社員名簿等がないため請求者の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について不明である旨の回答をしている。

また、事業主から提出された請求期間に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更(算定基礎)届(昭和26年8月1日付け決定)」に請求者の名前は確認できず、記載されている被保険者名は、年金事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者名と一致しており、同名簿における請求期間について健康保険番号に欠番はない上、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳において、請求期間前後の厚生年金保険被保険者記録は確認できるが、A社に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、複数の同僚は、請求期間当時の従業員数は25人から30人程度であった旨の陳述をしているが、上記の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更(算定基礎)届」に記載されている被保険者数及び同届出が決定された時点における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の被保険者数はいずれも9人であることから、同事業所では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険の被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500519号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500186号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年7月15日、喪失年月日を平成23年11月1日に訂正し、平成23年7月から同年10月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成23年7月15日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月15日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年7月15日から同年11月1日まで

平成23年7月15日から同年10月31日までA社(後に、B社)に勤務した期間が、厚生年金保険の被保険者として記録されていない。給与から厚生年金保険料が控除されており、B社の代表清算人は、加入手続を忘れたことについて認めているので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る労働契約書兼労働条件通知書及びB社の代表清算人から提出された出勤簿により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

そして、B社の代表清算人から提出された賃金台帳及び平成23年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年7月から同年10月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納

付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 7 月 15 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。